

# 基本構想

1	まちづくりの基本理念	14
2	めざす都市像	15
3	将来人口	16
4	土地利用	17
5	まちづくりの基本目標	22
6	基本構想を実現するために	26



## 1 まちづくりの基本理念

砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「**まちづくりの主役は市民**」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「**まち**」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。



## 2 めざす都市像

まちづくりの基本理念に基づき、本市のめざす都市像を次のとおり掲げます。

### めざす都市像

自然に笑顔があふれ  
明るい未来をひらくまち



### ことばに込められた思い

恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、子ども達はのびのびと育ち、成長を見守る大人達も健康でいきいきと暮らし、生活に対する安心感や日々の幸せから、市民の笑顔が絶えないまちを目指します。

笑顔があることで家族、地域、学校、職場など様々な人を結びつけ、そのつながりが『ちから』となって途切れることなく未来へと続き、  
「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりを、市民と行政が一つになって進めていくまちを目指します。



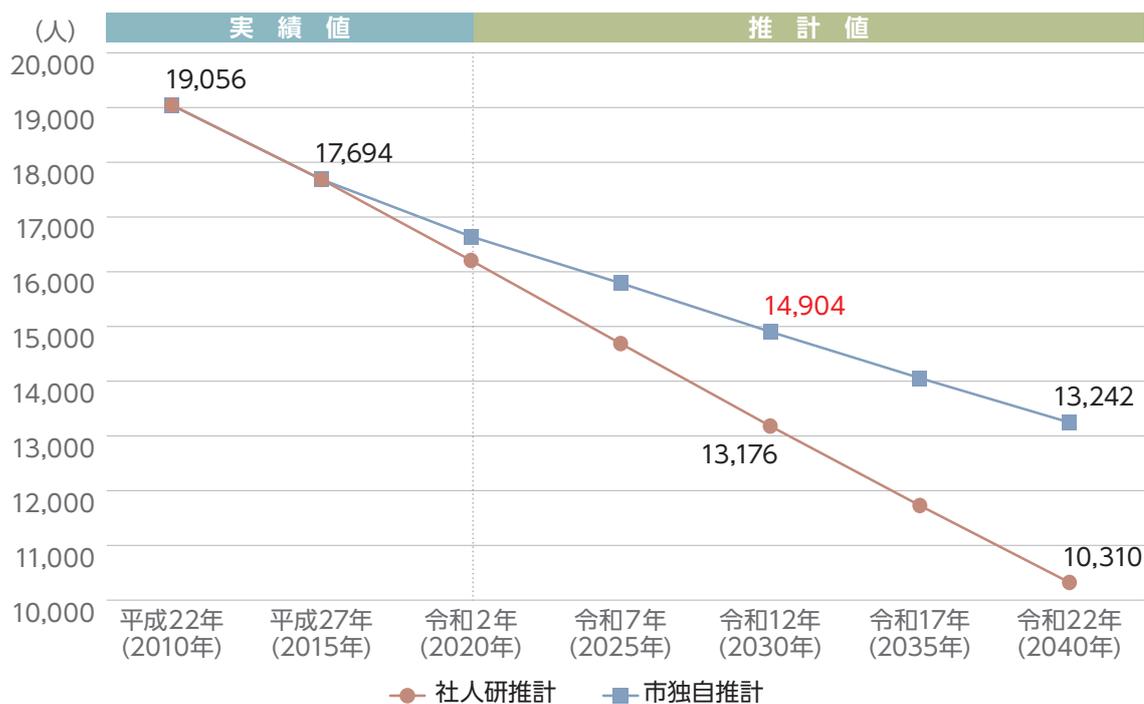
### 3 将来人口

本市では、平成27年（2015年）に「砂川市人口ビジョン」及び「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、人口ビジョンでは、平成22年（2010年）国勢調査の結果に基づき人口推計を行い、令和42年（2060年）までの将来人口を示しています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年（2018年）に推計した「日本の地域別将来推計人口」では、本市の人口は、本計画の目標年である令和12年（2030年）に13,176人になると推計されています。

本計画においては、この国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠し、人口減少対策として、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組んでいくことを考慮して将来人口を推計しました。その結果、目標年である令和12年（2030年）には、14,904人になる推計となり、より高い目標を掲げてまちづくりを進めるため、目標人口を次のように定めます。

目標人口（令和12年（2030年））：15,000人



(単位：人)

区分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
社人研推計	19,056	17,694	16,210	14,687	13,176	11,720	10,310
市独自推計	19,056	17,694	16,648	15,794	14,904	14,055	13,242

## 4 土地利用

### 1 土地の状況

本市の広さは東西11.3km、南北12.7km、総面積は78.68km<sup>2</sup>で、総面積の2割にあたる1,510haが農用地となっています。石狩川及び空知川の両河川による豊富な水資源と、夏季には温暖な気候になることから、米や野菜を中心とした農業が展開されています。

また、森林が約4割を占めており、宅地やその他の雑種地などを除く全体の7割が自然的土地利用であり、国土の保全や水源のかん養<sup>\*</sup>、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など、豊かな自然環境の保持に大きく寄与しています。

市街地は、東側のなだらかな丘陵地帯と石狩川間の平地に南北に細長く展開しています。中心部はJR函館本線を挟んで東部に地域交流センターや公営住宅、特別養護老人ホーム、西部には金融機関や行政施設、市立病院、商店街が集積しているなど都市機能を有しながらも、豊かな自然と住環境が調和した市街地になっています。

### 2 基本的な考え方

土地は、市民のための大切な資源であり、市民生活や社会の様々な活動を支える共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会・経済情勢の変化を踏まえ、市民生活や産業・経済活動などに必要と見込まれる土地需要に対し、適切な対応に努めます。

さらに、近年は大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用を進めていきます。

### 3 地域類型別の基本的な方向性

地域類型別（都市地域、農業地域、森林地域）の土地利用の基本的な方向は次のとおりとします。なお、各地域類型を別個にとらえるだけではなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮したものとします。

#### 用語解説

<sup>\*</sup> 水源のかん養……森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

## ① 都市地域

人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、中心市街地における公共施設や商業施設などの都市機能の集積、未利用地などの有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努めます。

### ア. 住宅地域

安全で快適な住環境の形成に努めるとともに、既に良好な住環境にある住宅地では、その環境維持に努めます。

また、市街地における未利用地の利用を促進するとともに、周辺環境への影響が想定される地区については、調和を図れるよう努めます。

### イ. 商業地域

後継者不足により増加が見込まれる空き建築物などの有効活用を図り、市民の生活基盤である商店街の魅力を高めるとともに、商業店舗、金融機関、公共施設など都市機能の集積を活かした、利便性が高く賑わいのある商業地の形成に努めます。

### ウ. 工業地域

道央砂川工業団地を主に、立地条件の優位性を活かした企業誘致活動を推進するとともに、地場企業の規模拡大などによる地域経済の活性化を進め、周辺環境に配慮した適正な土地利用に努めます。

## ② 農業地域

農業の振興を図るため、生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、優良農地の保全と確保、耕作放棄地の発生抑制、再生、解消などに努めます。

また、他用途への転用を必要最小限にとどめ、宅地や道路などの都市的土地利用にあたっては、農業生産の推進や地域振興との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

## ③ 森林地域

森林は、水源のかん養<sup>※</sup>や自然災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与しています。そのため、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図りながら適正な管理に努めます。

### 用語解説

※ 水源のかん養……森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

## 4 利用区別の基本的な方向性

利用区別の土地利用の基本的な方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を別個にとらえるのではなく、相互の関連性に留意したものとします。

### ① 農用地

農業生産の重要な基盤であるとともに、良好な自然環境を保全する役割などの多面的な機能を有していることから、恵まれた自然との関係に配慮し、合理的かつ効率的な集約化を図ります。

また、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、無秩序な開発を抑制し、農用地としてのまとまりを確保するとともに、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用により、優良な農用地の確保と生産性の向上を図ります。

### ② 森 林

国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの多面的な機能を持ち、良好な生活環境を保つための貴重な財産であることから、林業や木材産業などの発展を促すとともに、必要な森林の整備や無秩序な開発の未然防止に努め、豊かな自然環境の保全を図ります。

また、市街地及びその周辺の森林は、身近な自然景観であり、市民の良好な生活環境を守るために必要なことから保全を図ります。

### ③ 原 野

地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

### ④ 水面・河川・水路

水害・土砂災害の防止を図り安全性を確保するため、河川改修などの治水対策を推進するとともに、生態系や水循環系を破壊することのない整備により、生物の生息環境及び潤いのある親水空間<sup>※</sup>として水辺環境の維持・向上に努めます。

また、農業用排水路の整備、適切な維持管理など、既存用地の持続的な利用を図ります。

#### 用語解説

※ 親水空間……都市の河川（水辺）の保全や整備を行い、レクリエーションやイベント、スポーツ等、市民交流の場を創出することで生まれる、水と人との距離が近い空間のこと。

## ⑤ 道 路

地域経済の発展や市民生活の利便性向上の基盤となることから、地域と地域を結び、土地の有効利用を高める幹線道路などの整備のために必要な用地の確保を図ります。また、安全性、快適性、防災機能などの向上に配慮し、国道・道道・市道などを含めた交通ネットワークの形成を図ります。

さらに、道路の整備にあたっては、騒音などの交通公害の防止に配慮して生活環境の保全を図るほか、沿道の土地利用と統合した景観や高齢者などに配慮した安全で快適な歩行空間の確保に努めるとともに、冬期間の効果的な除排雪対策による交通の確保など安全で適正な維持に努めます。

## ⑥ 住宅地

将来人口及び世帯数に対応する住宅地の安定した供給を図るため、高齢化の進行や子育て支援の拡充も勘案しつつ、北国の特性に配慮し、無秩序な拡大を防止しながら、まちづくりの方向性に応じた適正な住宅地の確保を図ります。

## ⑦ 工業用地

地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、地元企業の育成・強化を進めながら企業の立地動向に的確に対応し、企業誘致の推進に必要な用地の確保及び生産基盤の形成に努めます。

また、用地の確保にあたっては、周辺的生活環境や自然環境に配慮し、他の土地利用との調整を図ります。

## ⑧ その他の宅地

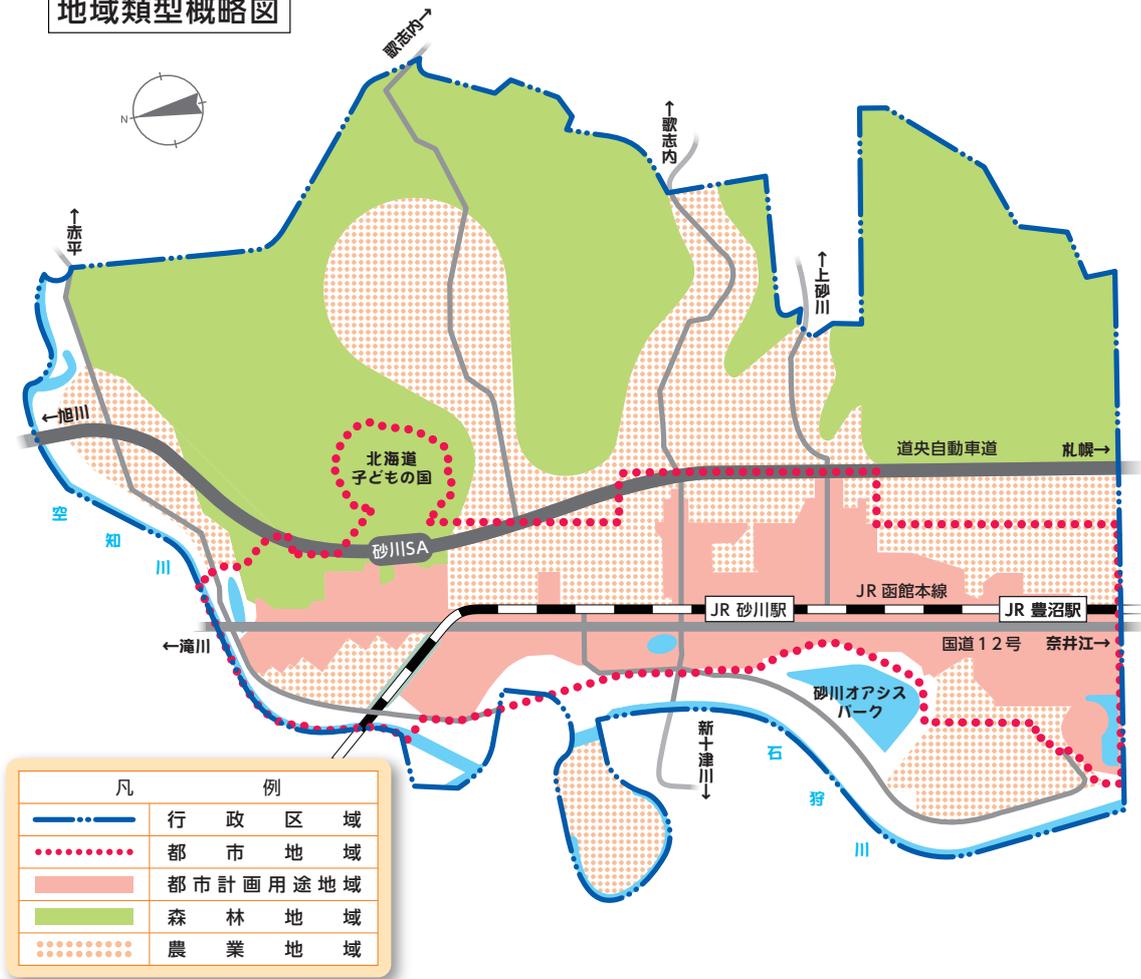
事務所、商業地など、その他の宅地については、良好な環境に配慮し、中心市街地における土地利用の高度化や商業の活性化を促進するとともに、魅力ある商店街を形成するために必要な用地の確保を図ります。

## ⑨ その他

文教施設、環境衛生施設、厚生福祉施設、公園緑地、交通施設などの公用・公共用施設の用地については、生活水準向上のため重要な機能を果たすものであることから、多様化する市民ニーズや環境の保全に配慮した適正な配置に努め、必要な用地の確保を図ります。

また、施設整備にあたっては、災害に対する安全性の確保はもとより、災害時における施設の活用に配慮します。

地域類型概略図



南市街・東豊沼方面

## 5 まちづくりの基本目標

めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現を目指して、6つのまちづくりの基本目標を設定し、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策の展開を図ります。

### 基本目標 ① (医療・保健・福祉)

#### 健やかに安心して暮らせるやさしいまち

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、子どもの健やかな成長をみんなで見守るとともに、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めます。

また、地域の基幹病院である市立病院の医療機能の充実に努めるとともに、地域の医療機関における相互連携の強化など地域医療を守るための取り組みを推進し、いつでも安心して医療を受けられるまちを目指します。

- 施策 1 (子育て支援、母子保健、母子・父子福祉) 子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり
- 施策 2 (高齢者福祉) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 施策 3 (障がい者福祉) 障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり
- 施策 4 (地域福祉) 地域で支え合う福祉のまちづくり
- 施策 5 (健康) 心身ともに健康で暮らせるまちづくり
- 施策 6 (医療) 安心して医療を受けることができるまちづくり
- 施策 7 (社会保障制度) 社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり

#### 関連するSDGsの目標



乳児健診

## 基本目標 ② (生活環境・防災)

### 安全でやすらぎのあるまち

未来の子どもたちへ豊かな自然環境を引き継いでいくため、市民一人ひとりの環境保全の取り組みを促進するとともに、エネルギーの有効利用を図るなど、自然と共生した心地よい生活環境の形成に向けた取り組みを進めます。

また、地域の安全を守るため、交通安全・防犯対策の充実や消防・救急体制の充実を図るとともに、地域の防災力の向上と自然災害の未然防止対策の推進を図り、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

- 施策 1 (循環型社会) 循環型社会の形成を推進するまちづくり
- 施策 2 (衛生環境) 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり
- 施策 3 (環境保全) 地球環境に配慮したまちづくり
- 施策 4 (安全生活環境) 安全で安心な市民生活を支えるまちづくり
- 施策 5 (消防・救急) 消防・救急体制の充実したまちづくり
- 施策 6 (地域防災・減災) 防災・減災に対応したまちづくり

#### 関連するSDGsの目標



## 基本目標 ③ (教育・文化・スポーツ)

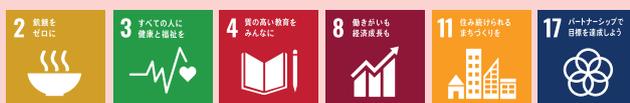
### 豊かな心と学ぶ力を育むまち

生涯にわたって学びを続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、新たな未来を拓くため、地域と連携して子ども達の成長を支え、豊かな心や学ぶ力を育む教育の充実を図ります。

また、市民の郷土を尊重する心を育むため、芸術文化活動の充実や歴史・文化財の伝承を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動などを通して、生きがいをもって暮らすことができるまちを目指します。

- 施策 1 (生涯学習) 生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり
- 施策 2 (学校教育) 子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり
- 施策 3 (社会教育) 地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり
- 施策 4 (芸術・文化・文化財) 文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり
- 施策 5 (スポーツ) スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり

#### 関連するSDGsの目標



## 基本目標 4 (産業振興)

### 活力にあふれ賑わいのあるまち

地域を支える農業・商業・工業の振興を図るため、関係団体と連携し、各種基盤整備や経営安定に向けた取り組み、起業への支援、企業誘致を推進します。

また、地域産業の魅力が高めるため、地域ブランド\*を確立するなど、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めます。

さらに、多くの人がまちを訪れて、まちの魅力を知ってもらえるよう、多彩な資源を活かした観光の振興を図るとともに、市の中心部の整備を契機に、賑わいがあふれるまちを目指します。

- 施策 1 (農林業) 安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり
- 施策 2 (商工業) 商工業の振興で賑わいと活気をもたらすまちづくり
- 施策 3 (労働環境) 安心して働くことができるまちづくり
- 施策 4 (観光) 観光の振興で魅力あふれるまちづくり
- 施策 5 (市街地の賑わい) まちなかに賑わいをもたらすまちづくり

#### 関連するSDGsの目標



## 基本目標 5 (都市基盤)

### 自然と調和した快適で住みよいまち

住みよい環境で快適に暮らすことができるよう、多様化する生活スタイルに対応した良質な住環境の形成に向けた取り組みを進めるとともに、生活に欠かすことのできない水道水の安定供給や下水道施設の整備などに努めます。

また、都市機能の基盤となる道路・橋梁の整備や公共交通機関の維持確保に取り組むとともに、憩いの場である公園の整備や適切な緑の保全を図り、豊かな自然と調和した美しい街並みが広がるまちを目指します。

- 施策 1 (道路環境) 安全で快適な道路環境が整ったまちづくり
- 施策 2 (交通環境) 利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり
- 施策 3 (住環境) 安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり
- 施策 4 (上下水道) 安定した事業運営による安全で安心な水環境を守るまちづくり
- 施策 5 (快適空間) 美しい街並みの広がるまちづくり

#### 関連するSDGsの目標



#### 用語解説

\* 地域ブランド……地域の特徴を活かした商品、サービスの開発や高付加価値化と、地域そのもののイメージ(景観、自然、歴史、風土、文化、素材など)を結びつけながら、地域全体で取り組むことにより、他地域との差別化された価値を生み出し、その価値が広く認知され求められるようになること。

## 基本目標 6 (市民参画・コミュニティ・行政運営)

### 明日へつなぐ協働と支え合いのまち

市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民・地域・行政が互いに情報を共有し、信頼関係を築くとともに、地域を形成するコミュニティを育み、地域課題の解決に向けて、ともに行動するまちを目指します。

また、市民に信頼されるまちづくりを進めるため、計画的な行政運営と健全な財政運営を進めるとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、機能的な組織体制の確立、情報通信技術の活用による市民サービスの向上を図り、自主自立した持続可能なまちを目指します。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ■ 施策 1 (協働)       | 市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり |
| ■ 施策 2 (地域コミュニティ) | 人のきずなが広がるまちづくり        |
| ■ 施策 3 (行政運営)     | 自主・自立に向けた計画的なまちづくり    |
| ■ 施策 4 (情報通信基盤)   | 情報通信技術を活用したまちづくり      |
| ■ 施策 5 (財政運営)     | 健全な財政運営に努めるまちづくり      |
| ■ 施策 6 (広域行政運営)   | 適切な広域行政によるまちづくり       |

#### 関連するSDGsの目標



千歳第一町内会自主防災組織発足式

## 6 基本構想を実現するために

めざす都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」を実現していくためには、各分野におけるこれまでの成果や課題を整理し、課題解決に向けた効果的なまちづくりを進める必要があります。

まちづくりの基本理念のもと、協働によるまちづくりを推進することで、その活動を通じて市民がまちへの愛着を深め、市民が主体的にまちづくりに参画していく取り組みを進めます。

また、全国的に人口減少・少子高齢化が進み、本市においても人口減少は避けられない中、時代の様々な変化に対応した持続可能な自主自立したまちづくりを進めるため、次に掲げた3つをまちづくりの共通した考えとして取り組みを進めます。

### 1. みんなでつくるまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題を解決し、より住みよいまちを築いていくため、市民・地域・事業者・行政などがお互いの信頼関係を築き合い、連携・協力しながらまちづくりを進めます。

### 2. みんなが愛するまちづくり

「みんなでつくるまちづくり」を進めていくためには、市民のまちへの積極的な関わりが重要となります。市民一人ひとりがまちへの愛着を深め、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思うことができるまちづくりを進めます。

### 3. 持続可能なまちづくり

選択と集中による効率的な行財政運営を進めるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえながら、社会・経済・環境の面から持続可能なまちづくりを進めます。

